



## 支給される金額

支給額は、加入している健康保険組合によって異なります。基本的には1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額です。

< 例 >

標準報酬月額の平均が300,000円の場合。

1日につき  $300,000 \times 30 \text{分の} 1 (10,000 \text{円}) \times 3 \text{分の} 2 = 6,667 \text{円}$

(50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる)

## 傷病手当金が支給停止（支給調整）される場合

- ①傷病手当金と出産手当金が受けられるとき
- ②資格喪失後に老齢（退職）年金が受けられるとき
- ③障害厚生年金または障害手当金が受けられるとき
- ④労災保険の休業補償給付が受けられるとき

## 傷病手当金の申請の流れ



①病気・ケガの発生



②会社に報告する



③申請書を用意する



④医師に証明書の作成依頼をする



⑤事業主に証明書の作成依頼をする



⑥保険者に申請書を提出する



傷病手当金は今すぐ必要でなくても、将来病気やケガをして働けなくなってしまったときに必要になるかもしれません。傷病手当金は自分で申請をしないと受けられませんので、申請の流れを知っておくと、万が一の時にもスムーズに手続きができます。



## 申請書について

申請書には療養担当者の意見欄があります。医療機関にて証明いたしますので、⑬書類受付にご提出ください。

記載の内容は、2025年12月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
患者サポートセンター